

引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

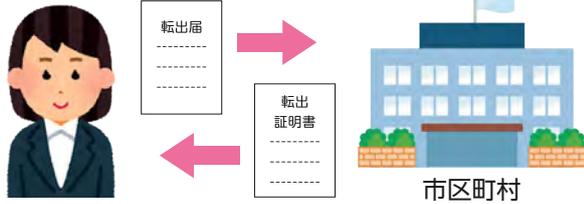
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

国民健康保険及び国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。

住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続き方法

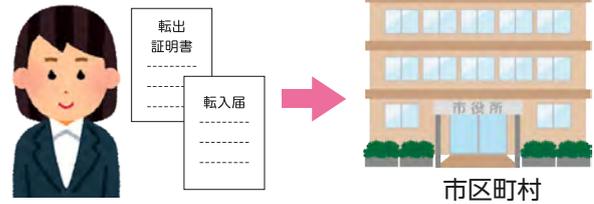
引越し前

転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



引越し後

転出証明書を添えて、
転入届を提出する



- 転入届の手続きは転入した日から14日以内
- 同一の市区町村内で転居する場合、転居した日から14日以内に転居届を提出

- マイナンバーカードをお持ちの方は、必ずご持参ください。

お問い合わせ: 村民課 ☎966-1205

村民課に受付番号発券機を導入しました



村民課では、窓口の混雑を緩和し、来庁される方々へのサービスの向上を図るため、受付番号発券機を導入しました。

窓口へお越しの際は、受付番号発券機のご利用をお願いします。



受付の流れ

内容のあった項目を画面パネルから選択し、番号カードを受け取りお待ちください。番号がモニターに表示されるとともに、番号を音声でお呼びします。

お問い合わせ: 村民課 ☎966-1205